

**おくやみハンドブック** 手続きチェックリスト

# ご遺族の方へ

この度のご親族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

この「おくやみハンドブック」は、亡くなられた方に関する市役所での手続きと、 市役所以外での主な手続きをご案内しております。

ご遺族の皆様がお手続きを進める中で、このハンドブックが少しでも お役に立てれば幸いです。

習志野市長 宮本 泰介

必要な手続きは、亡くなられた方の状況によって異なりますので、チェックリストをご活用 いただき、必要な手続きをご確認ください。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

習志野市役所 ☎ 047-451-1151(代表)

# もくじ

市役所での手続きチェックリスト	$P.2{\sim}4$
市役所以外での主な手続きチェックリスト	P.5 ∼ 6
市役所庁舎フロアマップ	P.7
市役所での手続き概要	P.8~38
手続きを行う時期(目安)	P.39
ご遺族メモ	P.40~42

# 市役所での手続きチェックリスト

※亡くなられた方の住所が習志野市以外の場合は、住民登録している自治体へお問い合わせください。

区分	亡くなられた方の状況	該当チェック	担当窓口	参照ページ
火 葬死 許 可届 証	これから市役所に死亡届を出しますか。	□はい □いいえ	+	Р8
住民登録	印鑑登録証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード (プラスチック製) または通知カード(緑色・紙製)を、 それぞれ持っていましたか。	□はい □いいえ	市民課 グラウンドフロア (庁舎 GF)	P9
録	3人以上の世帯でしたか。	□はい □いいえ		
健康。	国民健康保険に加入していたまたは国民健康保険に加 入している世帯員がいる世帯の世帯主ですか。	□はい □いいえ		P10
保険	後期高齢者医療保険に加入していましたか。	□はい □いいえ	国保年金課	P10
年金	国民年金に加入していたまたは 国民年金を受給していましたか。	□はい □いいえ	グラウンドスロア (庁舎 GF)	P11
保介 険護	65歳以上または要介護・要支援認定を受け、 介護サービスを利用していましたか。	□はい □いいえ	介護保険課 (庁舎1階)	P12-13
	紙おむつの支給を受けていましたか。	□はい □いいえ		P14
高	緊急通報装置の設置をしていましたか。	□はい □いいえ		P14
高齢者福	高齢者福祉電話の貸与を受けていましたか。	□はい □いいえ	高齢者支援課	P15
福祉	徘徊高齢者家族支援サービス事業の位置情報専用探索 機の貸与を受けていましたか。	□はい □いいえ	(庁舎1階)	P15
	配食安否確認サービスを利用していましたか。	□はい □いいえ		P16
	身体障害者手帳、療育手帳または 精神障害者保健福祉手帳を持っていましたか。	□はい □いいえ		P17-18
	自立支援医療受給者証を持っていましたか。	□はい □いいえ		P18
障 が い	重度心身障害者(児)医療費助成受給券を持っていま したか。	□はい □いいえ	障がい福祉課	P19
福祉	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、 障がいに関する手当を受給していたまたは受給対象者で したか。	□はい □いいえ	(庁舎1階)	P19
	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者 証または通所受給者証(児童)を持っていましたか。	□はい □いいえ		P20

手続きチェックリスト

# 市役所での手続きチェックリスト

※亡くなられた方の住所が習志野市以外の場合は、住民登録している自治体へお問い合わせください。

区分	亡くなられた方の状況	該当チェック	担当窓口	参照ページ
見難舞病	習志野市難病患者見舞金を受給していた、 または受給対象の療養者でしたか。	□はい □いいえ		P21
見被舞爆金者	習志野市原子爆弾被爆者見舞金を受給していましたか。	□はい □いいえ	社会福祉課 (庁舎1階)	P21
墓地	海浜霊園または鷺沼霊堂の使用許可を受けていましたか。	□はい □いいえ		P22
	児童手当を受給していたまたは受給対象児童でしたか。	□はい □いいえ		P23
	児童扶養手当を受給していたまたは 受給対象の児童でしたか。	□はい □いいえ		P23
	ひとり親家庭等医療費助成受給券を持っていた方でしたか。	□はい □いいえ	子育て支援課	P24
子	18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(一定の障がいがある場合には20歳未満)の児童がいますか。	□はい □いいえ	(庁舎 2 階)	P24
もも	子ども医療費助成受給券を持っていた児童または 持っていた児童の保護者でしたか。	□はい □いいえ		P25
	保育所(園)・幼稚園・こども園・小規模保育事業・認可外保育施設に入所(園)していた児童または給付認定を受けていた認定保護者ですか。	□はい □いいえ	こども保育課 (庁舎 2 階)	P25
	小学校または 中学校に通っていた児童生徒の保護者でしたか。	□はい □いいえ	学校教育課 (庁舎2階)	P26
	市税(市県民税、固定資産税等)が課税されていましたか。	□はい □いいえ	市民税課 資産税課 グラウンドフロア (庁舎 GF)	P27
税金	口座振替で市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税等) を納付していましたか。	□はい □いいえ	税制課 グラウンドフロア (庁舎 GF)	P28
	原動機付自転車または小型特殊自動車を所有していましたか。	□はい □いいえ	()] <u>H</u> GF)	P29
/÷	市営住宅に住んでいましたか。	□はい □いいえ	住宅課 (庁舎4階)	P31
住宅	生前住んでいた家が空き家になるまたは その可能性がありますか。	□はい □いいえ	防犯安全課	P31
駐輪場	市営駐輪場の使用許可を受けていましたか。	□はい □いいえ	(庁舎 4 階)	P32
飼い犬	飼い犬の登録をしていましたか。	□はい □いいえ	環境政策課 (庁舎4階)	P33

区分	亡くなられた方の状況	該当チェック	担当窓口	参照ページ
ij	不用品を処分する必要がありますか。	□はい □いいえ	クリーンセンター クリーン推進課 (芝園 3-2-1)	P33
み	ごみ収集の支援(戸口収集)を受けていましたか。	□はい □いいえ	クリーンセンター 業務課 (芝園 3-2-1)	P34
し 尿	し尿の汲み取りを行っていましたか。(浄化槽を除く)	□はい □いいえ	クリーンセンター クリーン推進課 (芝園 3-2-1)	P34
_1.%	市営ガス・市営水道・下水道の契約者でしたか。	□はい □いいえ	習志野市企業局	P35
ガス・水道・戸	市営ガス・市営水道・下水道の契約者ではないが、 亡くなられた方の口座から引き落としをしていましたか。	□はい □いいえ	営業料金課 (藤崎 1-1-13)	P35
	給水装置の所有者でしたか。	□はい □いいえ	習志野市企業局 ガス水道建設課 (藤崎 1-1-13)	P36
水道	下水道事業受益者負担金を支払中でしたか。	□はい □いいえ		P37
旦	水洗便所改造等資金貸付を受けていましたか。	□はい □いいえ	下水道課 (藤崎 1-1-13)	P37
農地	相続するであろう農地(畑・田等)がありますか。	□はい □いいえ	農業委員会 事務局 (庁舎2階)	P38
その他	パートナー宣言証を持っていましたか。	□はい □いいえ	男女共同参画 センター 庁舎分室「サン ロード津田沼」5階	P38

3

手続きチェックリスト

# 市役所以外での主な手続きチェックリスト

※亡くなられた方の住所が習志野市以外の場合は、住所地を管轄する窓口へお問い合わせください。

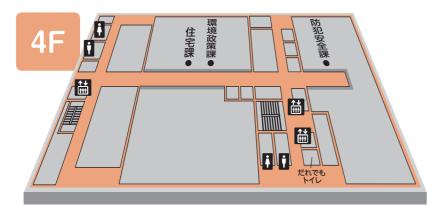
区分	亡くなられた方の状況	該当チェック	必要な手続きの 内容	受付窓口
	加入していた健康保険が、国民健康保険、 後期高齢者医療保険以外でしたか。	□はい □いいえ	葬祭費(埋葬費)の 申請等	保険証の発行元に お問い合わせくだ さい。
	厚生年金を受給または 厚生年金に加入していましたか。	□はい □いいえ	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求等	幕張年金事務所 ☎: 043-212-8621
習志野市役所以外の主な手続き	次に掲げるものの契約をしていましたか。 ① 県営水道 ② 電気 ③ 市営以外のガス ④ 固定電話・携帯電話 ⑤ 新聞・雑誌の購読 ⑥ NHK受信料 ⑦ インターネット ⑧ ケーブルテレビ ⑨ クレジットカード ほか	□はい □いいえ	解約、名義変更等	①県水お客様 センター ☎: 0570-001-245 ②~⑨ほか 各契約会社
	運転免許証を持っていましたか。	□はい □いいえ	運転免許証の返納	千葉運転免許センター な: 043-274-2000 習志野警察署 な: 047-474-0110
	車を所有していましたか。 ※軽自動車(軽三輪・軽四輪)・ 排気量 126cc 以上のバイク(軽二輪・ 小型自動二輪)含む。	□はい □いいえ	廃車、名義変更等	<軽自動車以外> 関東運輸局 千葉運輸支局 習志野自動車検査 登録事務所 ☎: 050-5540-2024 〈軽自動車〉 軽自動車検査協会 千葉事務所 習志野支所 ☎: 050-3816-3115
	県営住宅に住んでいましたか。	□はい □いいえ	解約、相談等	千葉県 県土整備部 都市整備局住宅課 県営住宅管理班 ☎: 043-223-3222 FAX: 043-227-7140
	不動産(土地、家屋等)を所有していましたか。	□はい □いいえ	土地、家屋等の 相続登記	千葉地方法務局 公: 043-302-1311

区分	亡くなられた方の状況	該当チェック	必要な手続きの 内容	受付窓口
	金融機関に預貯金があったまたは 株式等を所有していましたか。	□はい □いいえ	口座解約等	各金融機関、 各証券会社等
	生命保険、 損害保険等に加入していましたか。	□はい □いいえ	死亡保険金や入院 保険金の請求等	各保険会社
習志野市役所	パスポートを持っていましたか。	□はい □いいえ	パスポートの返還 (必要書類がありま すのでご来庁前に右 記までお問い合わせ ください。)	千葉県旅券事務所 公: 043-238-5711
以外の主な手続き	在留カード、特別永住者証明書を持っていましたか。	□はい □いいえ	在留カード、 特別永住者証明書 の返還	東京出入国 在留管理局 公: 0570-03-4259 東京出入国 在留管理局 千葉出張所 公: 043-242-6597
	遺言書がありましたか。	□はい □いいえ	遺言書の検認等	千葉家庭裁判所 公: 043-222-0165
	国税を納付していましたか。 (所得税、相続税等)	□はい □いいえ	国税に関する手続き	千葉西税務署 公: 043-274-2111

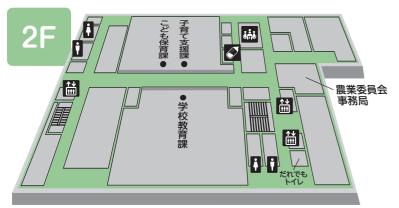
5

市役所庁舎フロアマップ

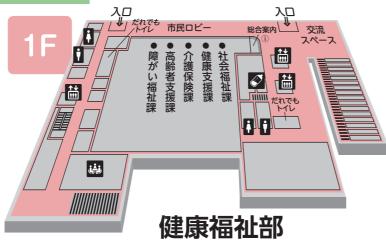
# 市役所庁舎 フロアマップ

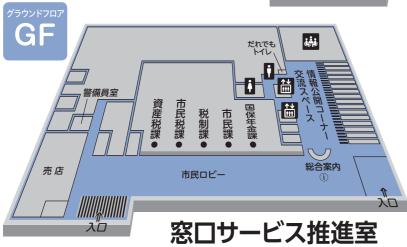


都市環境部 協働経済部



こども部 教育委員会 行政委員会





- ☆ エレベーター
- ∅ 授乳室
- ₩ 会議室
- 日日トイレ

# 死亡届、火葬許可証に関する手続き

死亡届		
	死亡届の受理と同時に火葬許可証の発行を行いますので、火葬 場をご予約の上ご来庁ください。	
期限	死亡の事実を知った日から7日以内	(庁舎GF) ☎ : 047-453-9249
手続きできる方	・同居の親族 ・その他の同居者 ・家主、地主または家屋もしくは 土地の管理人 ・同居の親族以外の親族 ・後見人、保佐人、補助人および 任意後見人(資格を証明する登記事項 証明書または裁判所の謄本の提出が必要) ・任意後見受任者(資格を証明する登記事項証明書または任意後見契約に係る公正証書の謄本の提出が必要)	FAX:047-453-9317
手続き方法	来庁	
持ち物	死亡届 (右半面の死亡診断書または死体検 案書に、医師による証明のあるもの)	
備考	※平日(午前8時30分から午後5時まで)以 員室で行います。 ただし、受付と同時に火葬許可証が発行で でご注意ください。 ※火葬が済んでいる場合は死亡届出は済んでい 届け出られている場合もあることから、届出し 度葬儀会社に確認をお願いします。	きない時間帯がありますのいます。葬儀会社の代行により

期限

備考

手続きできる方

担当課

国保年金課

### 住民登録に関する手続き

無し

### 印鑑登録証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、各種カードの返納

印鑑登録をしていた場合や住民基本台帳カード、マイナンバーカードまたは通知カードを所有していた場合は窓口までお持ちください。

### 担当課

### 市民課 (庁舎GF)

☎ : 047-453-9249 FAX: 047-453-9317

手続き方法	来庁
持ち物	亡くなられた方の ・印鑑登録証 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカードまたは通知カード

どなたでも可能

亡くなられた方の
・印鑑登録証
・住民基本台帳カード
・マイナンバーカードまたは通知カード

※亡くなられた方の印鑑登録証・住民基本台帳カード、マイナンバーカードまたは通知カードは、無効となります。
【印鑑登録証】返納または破棄してください。
【住民基本台帳カード】返納してください。
【マイナンバーカード・通知カード】
他の手続きでマイナンバー(個人番号)が必要となる場合がありますので、およそ6か月を目安に保管していただき、返納してください。

### 世帯主の変更

3人以上の世帯で の手続きが必要とな	、世帯主が亡くなられた場合は、世帯主変更 なります。	担当課市民課
期限	世帯主が亡くなられた日から14日以内	(庁舎GF) ☎ :047-453-9249
手続きできる方	同一世帯員	FAX:047-453-9317
手続き方法	来庁	
持ち物	・届出人の本人確認書類 ・委任状 (届出人が亡くなられた方と別世帯 の場合)	
備考		

### 健康保険に関する手続き

### 国民健康保険または後期高齢者医療保険の資格喪失および葬祭費の支給申請

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入中の方が亡くなられた場合、健康保険資格喪失の手続きが必要となります。また、葬儀を行った方(喪主)に葬祭費(5万円)が支給されます。

た、葬儀を行った方	「(喪主)に葬祭費(5万円)が支給されます。	(庁舎GF)
期限	速やかに	☎ : 047-453-9208 FAX: 047-453-9317
手続きできる方	葬儀を行った方(喪主)または親族	
手続き方法	来庁	
持ち物	<ul><li>・亡くなられた方の被保険者証</li><li>・限度額適用認定証(対象者のみ)</li><li>・特定疾病療養受療証(対象者のみ)</li><li>・葬儀に関する領収書または会葬礼状等(喪主のフルネームがわかるもの)</li><li>・喪主の口座がわかるもの</li><li>・喪主の印鑑(スタンプ印不可)</li></ul>	
備考	※葬祭費の申請は、葬儀を行った日の翌日	から2年以内となります。

### 国民健康保険被保険者証等の差し替え

世帯主の方が亡くなられた場合、ご家族の国民健康保険被保険 者証の差し替えと、国民健康保険料精算のための申出書の提出 が必要となります。

13 20 2 2 3 7 3 7 8	
期限	速やかに
手続きできる方	同一世帯員または任意代理人
手続き方法	来庁
持ち物	<ul><li>・同一世帯で国民健康保険に加入している 人全員の被保険者証</li><li>・限度額適用認定証(対象者のみ)</li><li>・特定疾病療養受療証(対象者のみ)</li><li>・来庁者の本人確認書類</li><li>・印鑑(スタンプ印不可)</li></ul>
備考	

### 担当課

国保年金課 (庁舎GF)

**5**:047-453-9208 FAX:047-453-9317

年金に関する手続き

# 年金に関する手続き

### 国民年金に加入されている方または受給されている方が死亡したときの年金請求

亡くなられた方が国民年金に加入または国民年金を受給されて いた場合には、手続きが必要となります。受給されている年金 の種類により届出先が異なるため、お問合わせください。

期限	速やかに
手続きできる方	お問い合わせください。
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	お問い合わせください。

### 担当課

国保年金課 (庁舎GF)

**2** : 047-453-9352 FAX:047-453-9317

### 受付窓口

全国の年金事務所 ねんきんダイヤル

**5**:0570-05-1165

### 備考

# MEMO

# 介護保険に関する手続き

### 介護保険被保険者証等の返還

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証または介護保険負 担限度額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられ た方の被保険者証等を返還してください。

期限	速やかに
手続きできる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	各種証の返還 ・被保険者証(または資格者証) ・負担割合証(交付されている場合) ・負担限度額認定証(交付されている場合)
備考	

### 担当課

介護保険課 (庁舎1階)

**2** : 047-453-7345 FAX:047-453-9309

### 高額介護(予防)サービス費の支給申請

未支給分がある場合、振込先を相続人の口座に変更する手続き

が必要となります。		介護保険課
期限	原則介護保険のサービス提供月の翌月の 1日から2年間	(庁舎1階) つ: 047-453-7345 FAX: 047-453-9309
手続きできる方	亡くなられた被保険者の相続人	
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	・相続人の振込口座がわかるもの ・印鑑 (スタンプ印不可)	
備考	※内縁関係にある方は法定相続人ではありませ 言公正証書等のコピーが必要となります。	さんので、お申し出の際には遺

### 担当課

# 介護保険に関する手続き

### 申出書の提出 亡くなられた方の介護保険料の納付並びに介護保険料の還付 担当課 金および高額介護サービス費等の保険給付金の通知を受領す 介護保険課 る相続人代表者の方を申し出ていただきます。 (庁舎1階) **2** :047-453-7345 速やかに 期限 FAX:047-453-9309 相続人 手続きできる方 手続き方法 来庁・郵送 申出人(相続人代表者)の印鑑 持ち物 (スタンプ印不可) 備考 ※申出人が法定相続人以外の場合には、遺言公正証書等のコピーが必要で す。

MEMO		

# 高齢者福祉に関する手続き

紙おむつ支給の中止手続き		
受給資格喪失届の記載をお願いします。(来庁が困難な場合は 電話連絡でも可能)		担当課高齢者支援課
期限	速やかに	(庁舎1階) ☎ :047-454-7533
手続きできる方	どなたでも可能	FAX:047-453-9309
手続き方法	来庁・電話	
持ち物	無し	
備考		

緊急通報装置の返還手続き			
亡くなられた方が使用していた装置の返還が必要です。		担当課	
期限	速やかに	高齢者支援課 (庁舎1階)	
手続きできる方	どなたでも可能	☎ :047-454-7533 FAX:047-453-9309	
手続き方法	来庁		
持ち物	緊急通報装置		
備考	※利用していた期間の未支払い分がある場合は、請求書の送付先の届け出が必要です。		

高齢者福祉に関する手続き

# 高齢者福祉に関する手続き

高齢者福祉電話の返還手続き		
亡くなられた方が仮	吏用していた電話機の返還が必要です。	担当課
期限	速やかに	高齢者支援課 (庁舎1階)
手続きできる方	どなたでも可能	☎ :047-454-7533 FAX:047-453-9309
手続き方法	来庁	
持ち物	電話機	
備考	※利用していた期間の未支払い分がある場合は、請求書の送付先の届け出が必要です。	

徘徊高齢者家族支援サービス事業の位置情報専用探索機の返還手続き		
亡くなられた方が使用していた探索機および充電器の返還が必要です。 担当課		
期限	速やかに	高齢者支援課 (庁舎1階)
手続きできる方	どなたでも可能	☎ :047-454-7533 FAX:047-453-9309
手続き方法	来庁	
持ち物	位置情報専用探索機および充電器	
備考 ※利用していた期間の未支払い分がある場合は、請求書の送付先の届け出が必 要です。		

# 高齢者福祉に関する手続き

配食安否確認サービスの廃止手続き		
亡くなられた方が利用していた夕食の配食サービスを中止する 手続きが必要となりますのでお問い合わせください。		担当課高齢者支援課
期限	速やかに	(庁舎1階)    (庁舎1階)   (方舎1階)
手続きできる方	どなたでも可能	FAX:047-453-9309
手続き方法	来庁・電話	
持ち物	お問い合わせください。	
備考		

MEMO	

障がい福祉に関する手続き

# 障がい福祉に関する手続き

### 身体障害者手帳の返還 身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられ 担当課 た方の手帳を返還してください。 障がい福祉課 (庁舎1階) 期限 無し **2** :047-453-9206 FAX:047-453-9309 手続きできる方 どなたでも可能 手続き方法 来庁・郵送 持ち物 身体障害者手帳 ※市役所以外の手続きで使用する可能性がありますので、返還する前にコピー 備考 を取ってください。

療育手帳の返還		
療育手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の 手帳を返還してください。		担当課障がい福祉課
期限	無し	(庁舎1階) ☎ :047-453-9206
手続きできる方	どなたでも可能	FAX:047-453-9309
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	療育手帳	
備考	※市役所以外の手続きで使用する可能性がありを取ってください。	ますので、返還する前にコピー

### 。 障がい福祉に関する手続き

精神障害者保健福祉手帳の返還		
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳を返還してください。		担当課 障がい福祉課 (庁舎1階)
期限	無し	☎ :047-453-9206 FAX:047-453-9309
手続きできる方	どなたでも可能	
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	返還する手帳	
備考	※市役所以外の手続きで使用する可能性がありますので、返還する前にコピーを取ってください。	

自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)受給者証の返還		
自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)受給者証をお 持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給者証を返 還してください。		担当課 障がい福祉課 (庁舎1階)
期限	無し	☎ :047-453-9206 FAX:047-453-9309
手続きできる方	どなたでも可能	
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神 通院)受給者証	
備考		

### 障がい福祉に関する手続き

### 重度心身障害者 (児) 医療費助成受給券の返還

重度心身障害者(児)医療費助成受給券をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給券を返還してください。

期限	無し
手続きできる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	受給券
備考	

### 担当課

障がい福祉課 (庁舎1階)

☎ : 047-453-9206 FAX: 047-453-9309

### 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害者福祉手当等の手続き

障害に関する手当の受給者が亡くなられた場合、または支給対象児童が亡くなられた場合には手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

	期限	速やかに
	手続きできる方	受給者の相続人または対象児童の保護者
	手続き方法	来庁・郵送
	持ち物	・相続人の振込口座の通帳 ・印鑑 (スタンプ印不可)
	備考	

### 担当課

障がい福祉課 (庁舎1階)

☎ :047-453-9206 FAX:047-453-9309

### ん 障がい福祉に関する手続き

### 障害福祉サービス受給者証等の返還 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業を利用 担当課 していた方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給者証を 障がい福祉課 返還してください。 (庁舎1階) **2** : 047-453-9206 期限 無し FAX:047-453-9309 手続きできる方 どなたでも可能 手続き方法 来庁・郵送 受給者証 持ち物 備考

MEMO		

### 習志野市難病患者見舞金に関する手続き

### 習志野市難病患者見舞金に関する手続き

習志野市難病患者見舞金受給者が亡くなられた場合、または支給対象療養者が亡くなられた場合には手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

期限	速やかに
手続きできる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	お問い合わせください。
備考	

### 担当課

社会福祉課 (庁舎1階)

**5** : 047-453-7375 FAX: 047-454-2030

### 習志野市原子爆弾被爆者見舞金に関する手続き

### 習志野市原子爆弾被爆者見舞金に関する手続き

習志野市原子爆弾被爆者見舞金受給者が亡くなられた場合には手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

期限	速やかに
手続きできる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	お問い合わせください。
備考	

### 担当課

社会福祉課 (庁舎1階)

☎ : 047-453-7375 FAX: 047-454-2030

# 墓地に関する手続き

海浜霊園または鷺	海浜霊園または鷺沼霊堂に関する手続き		
墓地の使用者が亡くなられた場合には霊園、霊堂に関する手続きが必要です。		担当課社会福祉課	
期限	速やかに	(庁舎1階) ☎ :047-453-7375	
手続きできる方	墓地を承継される方	FAX:047-454-2030	
手続き方法	来庁・郵送		
持ち物	お問い合わせください。		
備考			

MEMO		

子どもに関する手続き

# 子どもに関する手続き

### 児童手当の手続き

児童手当受給者が亡くなられた場合、または支給対象児童が亡くなら れた場合には手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

期限	速やかに
手続きできる方	<ul><li>・児童手当受給者が亡くなられた場合、 支給対象児童の保護者</li><li>・支給対象児童が亡くなられた場合、 児童手当受給者</li></ul>
手続き方法	来庁
持ち物	・受給者の印鑑 ・児童手当受給者が亡くなられた場合で未 支払分の児童手当があるときは、支給対 象児童(中学3年生まで)の中で一番年 上の児童名義の口座がわかるもの
備考	

### 担当課

子育て支援課 (庁舎2階)

**2** : 047-453-9203 FAX:047-453-9020

### 児童扶養手当の手続き

児童扶養手当受給者が亡くなられた場合、または支給対象児童が亡く なられた場合には手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

期限	速やかに
手続きできる方	・支給対象児童のうち一番年上の児童 (児童が幼少等の際はその保護者) ・児童扶養手当受給者
手続き方法	来庁
持ち物	・児童扶養手当証書 (証書が発行されている場合) ・児童扶養手当受給者が亡くなられた場合で 未支払分の児童扶養手当があるときは、支給 対象児童のうち一番年上の児童 (児童が幼少 等の際はその保護者) の名義の口座がわかるもの
備考	

### 担当課

子育て支援課 (庁舎2階)

**5**:047-453-9203 FAX:047-453-9020

# 子どもに関する手続き

### ひとり親家庭等医療費助成の手続き

ひとり親家庭等医療費助成受給者が亡くなられた場合、または 対象児童が亡くなられた場合には手続きが必要となりますので お問い合わせください。

期限	速やかに
手続きできる方	・対象児童のうち一番年上の児童 (児童が幼少等の際はその保護者) ・ひとり親家庭等医療費助成受給者
手続き方法	来庁
持ち物	ひとり親家庭等医療費助成受給券

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(一定の障がいがある場 合には20歳未満) の児童を養育している保護者またはその配偶者が 亡くなられた場合には手続きが必要となりますのでお問い合わせく ださい。

期限	速やかに
手続きできる方	・児童の父または母 ・児童を現に養育している方
手続き方法	来庁
持ち物	<ul><li>・戸籍謄本</li><li>・年金証書</li><li>・世帯全員分の健康保険証</li><li>・マイナンバー確認書類</li><li>・その他 (家庭の状況により必要となる書類)</li></ul>
/# <del>*</del>	

### 担当課

子育て支援課 (庁舎2階)

**2** : 047-453-9203 FAX:047-453-9020

# 子どもに関する手続き

### 子ども医療費助成の手続き

児童の保護者が亡くなられた場合、保護者の変更手続きが必要 となります。また、対象児童が亡くなられた場合、受給券を返納 してください。

期限	速やかに
手続きできる方	亡くなられた保護者の配偶者または、 新たに児童を監護する方
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	・児童の健康保険証 ・子ども医療費助成受給券
備考	

### 担当課

子育て支援課 (庁舎2階)

**2** :047-453-9203 FAX:047-453-9020

# 給付認定等の手続き

児童が亡くなられた場合、退所(園)届の提出または給付認定 の変更届の提出が必要となります。

また、給付認定を受けている認定保護者が亡くなられた場合、 給付認定者の変更手続きが必要となります。

		■ 1047 433 3311
期限	速やかに	FAX:047-453-5512
手続きできる方	亡くなられた児童の保護者または亡くなら れた認定保護者の配偶者もしくは新たに 児童を監護する方	
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	・本人確認書類 ・戸籍謄本	
備考	※保育料・給食費等の口座変更等が必要な場合	は、お問い合わせください。

### 担当課

こども保育課 (庁舎2階)

**2** : 047-453-5511 FAX:047-453-5512

# 子どもに関する手続き

小・中学校の保護	小・中学校の保護者の変更		
児童生徒の保護者 手続きが必要となり	が亡くなられた場合、学籍上の保護者の変更 )ます。	担当課 学校教育課 (庁舎2階) ☎ : 047-451-1133 FAX: 047-452-0786	
期限	速やかに		
手続きできる方	亡くなられた保護者の配偶者または、新 たに児童生徒の保護者となる方		
手続き方法	来庁		
持ち物	無し		
備考	※給食費の口座変更が必要な場合は、お問い合また、経済的にお困りの保護者は、就学費用のださい。		

MEMO		

# 税金に関する手続き

### 市民税・県民税課税状況の確認

亡くなられた方の市民税・県民税課税状況に応じて、「市民税・ 県民税相続人代表者指定(変更)届出書」の提出が必要です。

	期限	速やかに
	手続きできる方	相続人
	手続き方法	来庁・郵送
	持ち物	<ul><li>・本人確認書類</li><li>・被相続人との関係が分かる公的文書</li><li>(住民票、戸籍謄本等)</li><li>・被相続人宛の納税通知書等</li></ul>
	備考	

### 担当課

### 市民税課 (庁舎GF)

**2** : 047-453-9244 FAX: 047-453-9248

### 固定資産税・都市計画税の納税義務者変更

亡くなられた方が市内に土地・家屋を所有していた場合、法務 局で相続による所有権の名義変更手続きが必要です。諸事情に より年内に相続登記ができない場合は、「現所有者申告書」を 市役所資産税課にご提出ください。

期限	速やかに	FAX: 047-4!
		受付窓
手続きできる方	相続人	千葉地方法務局
手続き方法	【年内に相続登記ができない場合】 来庁・郵送	<b>☆</b> :043-3
持ち物	【年内に相続登記ができない場合】 お問い合わせください。	
備考	※法務局での手続きについては、法務局にお問い	い合わせください。

### 担当課

### 資産税課 (庁舎GF)

**2** : 047-453-9245 FAX:047-453-9248

### 受付窓口

千葉地方法務局(本局)

**23** : 043-302-1312

# 税金に関する手続き

### 口座振替の停止・変更

備考

亡くなられた方の口座振替の停止や口座の変更手続きが必要で

9 0		税制課	
期限	速やかに	(庁舎GF) ☎ :047-453-731	
手続きできる方	【口座振替の停止】相続人 【口座変更】変更する口座の名義人の方	FAX:047-453-924	
手続き方法	来庁・郵送 (※口座変更の場合、2か月程かかります)		
持ち物	【口座振替の停止】 ・本人確認書類 ・納税通知書 ・停止する口座の通帳、印鑑(銀行印) ・被相続人との関係が分かる公的文書 (戸籍謄本等) ※納税通知書、通帳、印鑑はなくても手続き 可能		
	【口座変更】 ・本人確認書類 ・納税通知書 ・変更する口座のキャッシュカード、通帳、 印鑑(銀行印) ※納税通知書はなくても手続き可能、 口座の名義人の方のみ手続き可能		

### 担当課

17

# 税金に関する手続き

原動機付自転車・	小型特殊自動車の廃車・名義変更	
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有して 義変更が必要です。	担当課税制課
期限	速やかに	(庁舎GF) ☎ : 047-453-7317
手続きできる方	どなたでも可能	FAX:047-453-9248
手続き方法	来庁・郵送(廃車手続きのみ)	
持ち物	【廃車】 ・本人確認書類 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・被相続人との関係がわかる公的文書 (戸籍謄本等) ・所有者が死亡したことがわかる公的文書 (住民票、戸籍謄本等)  【名義変更】 ・本ツバープレート ・標識交更】 ・被相続人との関係がわかる公的文書 ・被相続人との関係がわかる公的文書 (戸籍謄本等) ・が相続人との関係がわかる公的文書 (戸籍謄本等) ・で、所有者が死亡したことがわかる公的文書 (住民票、戸籍謄本等)  ※標識交付証明書はなくても手続き可能	
備考	※ナンバープレートの返納ができない場合は、弁	償金 (200円) が必要です。

# 住宅に関する手続き

### 市営住宅に関する手続き

亡くなられた方が市営住宅に住んでいた場合、必ず住宅課に手 続きが必要です。手続きをしないと、同居者が住宅を使用でき なくなったり、家賃に影響したりする場合があります。必要手続 きについて、必ず、事前にお問い合わせください。

期限	速やかに
手続きできる方	市営住宅の同居者または相続人
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	お問い合わせください。
	※【混去される場合】 黒の裏替え こすまの取萃

### 担当課

住宅課 (庁舎4階)

**23**:047-453-9296 FAX:047-453-7384

743124	22 ( 13 10	
手続きできる方	市営住宅の同居者または相続人	
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	お問い合わせください。	
備考	※【退去される場合】畳の表替え、ふすまの取替 【承継の場合】別途申請が必要になります。	をしていただきます。

### 空き家に関する相談

亡くなられた方が生前住んでいた家が空き家になる場合、また はその可能性がある場合はご相談ください。

期限	速やかに
手続きできる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・電話
持ち物	無し
備考	

### 担当課

防犯安全課 (庁舎4階)

**2** : 047-407-3828 FAX:047-453-5578

# 市営駐輪場に関する手続き

### 市営駐輪場の解約に関する手続き

駐輪場を使わなくなった場合手続きが必要です。 年間利用手数料還付申請をしてから、翌月以降の手数料を月割 りで還付します。

期限	速やかに	☎ :047-453-9304 FAX:047-453-5578
手続きできる方	相続人	
手続き方法	来庁	
持ち物	・ステッカー(自転車からはがして持参、破れていても可) ・利用登録証 ・領収書 ・通帳等(振込先の金融機関名、支店名、口座番号、名義人氏名がわかるもの) ・本人確認書類(運転免許証等) ・被相続人との関係が分かる公的書類(戸籍謄本等) ・申出書	
備考		

### 担当課

防犯安全課 (庁舎4階)

# 飼い犬に関する手続き

飼い犬の所有者変更等の届出		
飼い犬の所有者変更等の届出が必要です。		担当課
期限	速やかに	環境政策課 (庁舎4階)
手続きできる方	どなたでも可能	☎ :047-453-5579 FAX:047-453-7384
手続き方法	来庁・電話・電子申請	
持ち物	無し	
備考	※新しい飼い主の居住地での届出が必要です。	

# ごみに関する手続き

### 亡くなられた方の物の処分に関する手続き

大量に処分をする場合は地域の集積所に出さずに、習志野市一
般廃棄物収集運搬許可業者へ回収を依頼するか亡くなられた
方のご家族がクリーンセンターにお持ち込みください。

般廃棄物収集運搬許可業者へ回収を依頼するか亡くなられた 方のご家族がクリーンセンターにお持ち込みください。		クリーンセンター クリーン推進課
期限	無し	(芝園3-2-1)  つ : 047-451-1793
手続きできる方	家族または親族	FAX:047-453-7384
手続き方法	電話	
持ち物	無し	
	お問い合わせ先	
	・習志野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に 【業者案内】習志野市資源回収協同組合☎:04	
備考	・ご家族がクリーンセンターに持ち込みをする場 持ち込みを希望する日の30日前から2日前の ネットでの予約が必要です。	

クリーンセンタークリーン推進課 ☎:047(451)1793

ご予約の前にクリーンセンタークリーン推進課までご連絡ください。

担当課

# ごみに関する手続き

### ごみの戸口収集の支援を受けていた方が死亡したときの廃止手続き

ごみの戸口収集の支援(戸口収集支援事業)を受けていた方は、廃止するために届出が必要です。

期限	速やかに
手続きできる方	・家族または親族 ・亡くなられた方の介護等に関わっていた方
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	無し
備考	

### 担当課

クリーンセンター業務課 (芝園3-2-1)

**5**:047-453-5374 FAX:047-452-8299

# し尿に関する手続き

### し尿汲み取りに関する手続き

し尿の汲み取り(浄化槽を除く)を行っている世帯で、汲み取りの中止や口座振替の変更などを行う場合、手続きが必要です。

期限	速やかに
手続きできる方	【汲み取りの中止】 ・家族または親族 ・亡くなられた方の介護等に関わっていた方 【口座変更】 ・変更する口座の名義人の方
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	お問い合わせください。
備老	※浄化槽汚泥汲み取りについては、亡くなられ

### 担当課

クリーンセンター クリーン推進課 (芝園3-2-1)

☎ :047-454-6911 FAX:047-453-0540

### 受付窓口

クリーンセンター クリーン推進課 または 環境政策課 (庁舎4階)

備考 ※浄化槽汚泥汲み取りについては、亡くなられた方が契約していた業者へ直 接ご連絡ください。

# 市営ガス・市営水道(JR総武線以北)・下水道(市内全域)の手続き

使用中止または使用者名義(口座引き落とし含む)変更の手級		き
使用中止または使り	用者名義変更の場合、ご連絡が必要です。	担当課
期限	速やかに	習志野市企業局 営業料金課
手続きできる方	どなたでも可能	(藤崎1-1-13)
手続き方法	電話・来庁・郵送	受付窓口 習志野市企業局
持ち物	引き落とし口座変更の場合 ・通帳など口座情報がわかるもの ・銀行届出の印鑑(※) ・お客様番号のわかるもの (検針票・領収書等) ※口座開設時に印鑑の届出をしていない場合 は、金融機関にお問い合わせください。	料金センター 23 :047-475-3320
備考	※使用中止日の遡りはできませんので、速やか (県営水道をご使用の場合は、県水お客様セン 連絡をお願いします。)	

井戸使用世帯の手	井戸使用世帯の手続き(下水道使用料)	
井戸使用世帯は世帯人数によって使用料が異なります。世帯人 数が変更になった場合は変更または廃止手続きが必要です。		担当課習志野市企業局
期限	速やかに	営業料金課 (藤崎1-1-13)
手続きできる方	どなたでも可能	受付窓口
手続き方法	来庁・郵送	習志野市企業局料金センター
持ち物	無し	<b>☎</b> :047-475-3320
備考	※使用中止日の遡りはできませんので、速やか	にご連絡をお願いします。

# 市営ガス·市営水道(JR総武線以北)·下水道(市内全域)の手続き

給水装置所有者の	)変更に関する手続き	
給水装置の所有者が亡くなられた後、新たに給水装置の所有者 が決まりましたら、給水装置所有者の変更が必要になります。		担当課習志野市企業局
期限無し		ガス水道建設課 (藤崎1-1-13) ☎ :047-475-3321
手続きできる方	手続きできる方 新たに給水装置の所有者になられた方	
手続き方法	来庁・郵送	
・給水装置所有者変更届 ・土地の謄本 ・公図		
備考	※県営水道をご使用の場合は、千葉県企業局へ	、お問い合わせください。

# MEMO

# 市営ガス・市営水道(JR総武線以北)・下水道(市内全域)の手続き

下水道事業受益者	<b>省負担金に関する手続き</b>	
受益者負担金の支払い中に受益者が死亡した場合、受益者の 変更届が必要です。		担当課習志野市企業局
期限	受益者が亡くなられた日から14日以内	下水道課 (藤崎1-1-13)
手続きできる方	変更に係る当事者	☎ :047-475-3321 FAX:047-477-8984
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	お問い合わせください。	
備考		

水洗便所改造等資金貸付に関する手続き		
貸付を受けている方、もしくは連帯保証人が死亡した場合、届 出が必要です。		担当課習志野市企業局
期限	速やかに	下水道課 (藤崎1-1-13)
手続きできる方	【貸付決定者が死亡した場合】相続人 【連帯保証人が死亡した場合】貸付決定者	☎ :047-475-3321 FAX:047-477-8984
手続き方法	来庁	
持ち物	お問い合わせください。	
備考		

# 農地に関する手続き

### 農地に関する手続き

相続等により農地 (畑や田等)を取得した場合は、相続した農地が所在する市町村の農業委員会に届出をする必要があります。

遺産分割協議や相続登記等が完了した際は、農業委員会にお問い合わせください。

期限	遺産分割協議または相続登記完了後	
手続きできる方	相続人	
手続き方法	来庁	
持ち物	・印鑑 (スタンプ印不可) ・相続した土地 (農地) の土地登記簿謄本 ・遺産分割協議書 (相続登記未了の場合)	
備考		

### 担当課

農業委員会事務局 (庁舎2階)

**5**:047-453-7708 FAX:047-454-0300

# パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する手続き

### パートナー宣言証の返納

パートナーシップ・ファミリーシップ宣言をしていた一方がお亡くなりになった場合は、手続きが必要となります。

期限	速やかに
手続きできる方	一方のパートナー
手続き方法	来庁
持ち物	・習志野市パートナーシップ及びファミリー シップ解消届 ・パートナー宣言証
備考	

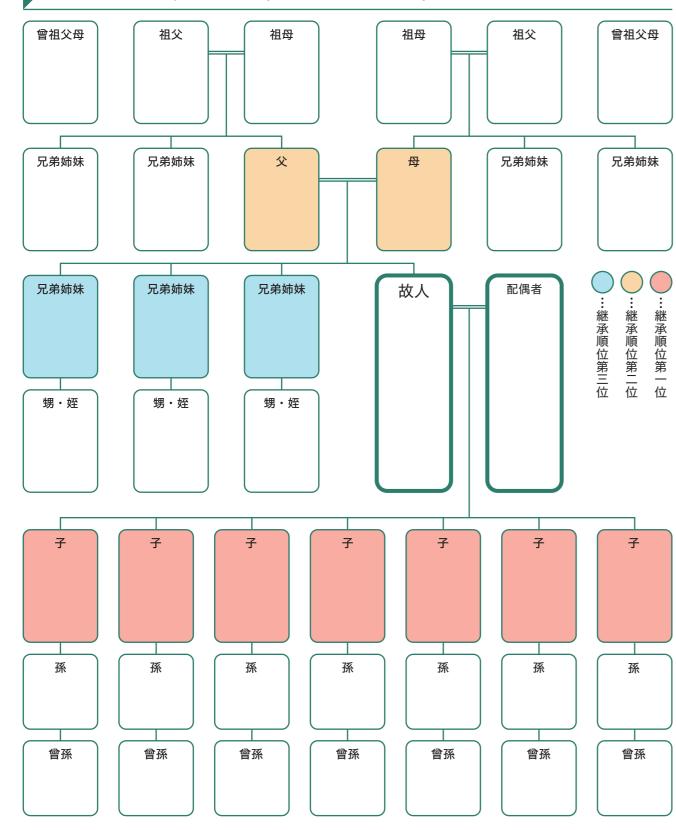
# 担当課

男女共同参画センター (庁舎分室「サンロード 津田沼」5階)

☎ :047-453-9307 FAX:047-453-9327

# **MEMO** 手続きを行う時期(目安) 市役所以外での届出・手続き 市役所での届出・手続き ・死亡届・火葬許可証に関する手続き(P8) ・年金関係の手続き ・世帯主の変更に関する手続き(P9) ・公共料金等の手続 ・健康保険に関する手続き(P10) ・遺言調査・遺言書の検認 ・年金に関する手続き(P11) ・相続人調査 ・介護保険に関する手続き(P12~13) ・相続財産調査 ·高齢者福祉に関する手続き(P14~16) 相続放棄・限定承認 ・障がい福祉に関する手続き(P17~20) ・難病患者見舞金に関する手続き(P21) ・原子爆弾被爆者見舞金に関する手続き(P21) ・墓地に関する手続き(P22) ・子どもに関する手続き(P23~26) ・税金に関する手続き(P27~29) ・住宅に関する手続き(P31) ・市営駐輪場に関する手続き(P32) ・飼い犬に関する手続き(P33) ごみに関する手続き(P34) ・し尿に関する手続き(P34) ・市営ガス・市営水道・下水道の手続き(P35~37) ・パートナー宣言証に関する手続き (P38) 4カ月以内 所得税の準確定申告 ・遺産分割協議 ・相続税の申告 1年以内 • 遺留分侵害額請求 2年以内 ・高額介護(予防)サービス費の 支給申請に関する手続き(P12)

# ご遺族メモ/家系図(3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\_000013.html) を御覧ください。

# ご遺族メモ / 故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不				
不動産				
預	金融機関名	支店名	金額	
預貯金				
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
の次				
産				
	借入先		返済方法	 備考
借入金・ローン				
# -				
۶				
生命保険・損害保険	保険会社	種類·内容	受取人	備考
損宝				
保険				
公的年金	基礎年金番号		受給金額	
個人年金·企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
企業				
年金				
			,	
そ の 他				
,				